

平成 29 年度決算に係る健全化判断比率

自治体の財政破綻を早い段階で食い止めることを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 20 年 4 月 1 日から一部施行され、平成 21 年 4 月から全面施行されました。これにより、地方自治体は毎年度、前年度の決算に基づき、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の 4 指標（「健全化判断比率」）について、監査委員の審査に付し、議会へ報告し、公表することが義務付けられました。

桂川町の、平成 29 年度決算に係る健全化判断比率は、下表の通りです。

	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
桂 川 町	— (なし)	— (なし)	4.1%	— (なし)
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

《参考：福岡県内の状況》

2 政令市平均		12.0%	155.6%
26 市 平 均		6.4%	19.9%
32 町村 平均		7.0%	19.8%
60 市町村平均		6.9%	24.3%
58 市町村平均		6.7%	19.8%

※「平均」は、各指標の合計値を団体数で除した、単純平均です。

平成 29 年度決算に係る資金不足比率

健全化判断比率と同様に、公営企業を経営する地方公共団体は毎年度、前年度の決算に基づき、公営企業ごとに「資金不足比率」を監査委員の審査に付し、議会へ報告し、公表することが義務付けられました。桂川町の場合は、水道事業がこれに該当します。

桂川町水道事業の、平成 29 年度決算に係る資金不足比率は、下表の通りです。

	資金不足比率
桂 川 町	— (なし)
経営健全化基準	20.00%

過去の各指標の推移

	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率	資金不足 比率
平成 28 年度決算	— (なし)	— (なし)	3.9%	— (なし)	— (なし)
平成 27 年度決算	— (なし)	— (なし)	3.8%	— (なし)	— (なし)
平成 26 年度決算	— (なし)	— (なし)	4.2%	0.3%	— (なし)
平成 25 年度決算	— (なし)	— (なし)	4.7%	10.4%	— (なし)
平成 24 年度決算	— (なし)	— (なし)	5.1%	5.3%	— (なし)